養老町教育委員会定例会

- 1. 開催日時 令和3年3月5日 午後2時00分
- 2. 開催場所 養老町役場 2 階第研修室
- 3. 議事日程

日程第1 議案第4号 人事の内申について

日程第2 議案第5号 養老町教育委員会の事務組織等に関する規則

の一部を改正する規則について

日程第3 議案第6号 養老町スポーツ栄誉賞並びにスポーツ賞表彰

規程の一部を改正する規程について

日程第4 議案第7号 養老町学校教育振興事業補助金交付要綱の一

部を改正する要綱について

日程第5 議案第8号 令和3年度小・中学校教育指導の方針と重点に

ついて

日程第6 議案第9号 令和3年度保育園・認定こども園教育・保育指

導の方針と重点について

日程第7 議案第10号 令和3年度養老町生涯学習の方針と重点につ

いて

日程第8 議案第11号 令和2年度準要保護児童生徒の認定について

日程第9 議案第12号 令和3年度準要保護児童生徒の認定について

(入学前支給)

日程第10 議案第13号 令和3年度準要保護児童生徒の継続認定につ

いて

4. 出席者

森 島 恵 照 教育長

後藤 稔 治 委員

栗田千里委員

近藤 法 雄 委員

卯 田 友 美 委員

事務局長始め、事務局職員 3名 ※傍聴者0名

町民憲章朗唱

5.審議概要

0. 雷俄씨女	
議長	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。
	議案第4号人事の内申ついて、事務局より説明を求めます。
教 育 長	資料をご覧ください。3月4日に西濃教育事務所より人事の
	内申がありました。
議長	議案第4号について、ご質問はありますか。
	(「異議なし」) では、承認といたします。
	続いて議案第5号養老町教育委員会の事務組織等に関する
	規則の一部を改正する規則について事務局の説明を求めま
	す。
事務局長	4月1日より機構改革に伴い3課から2課になるために規則
	改正を行うものです。多くありました係もそれに合わせて統合
	しました。教育総務課は3係、生涯学習課は3係、職員の十分
	な配置ができていない現状を改善するために、適正な係を配置
	することで事務分掌の見直しも実施しました。
議長	議案第5号について、ご質問はありますか。
	(「異議なし」) では、承認といたします。
	続いて議案第6号養老町スポーツ栄誉賞並びにスポーツ賞表
	彰規程の一部を改正する規程について事務局の説明を求めま
	す。
事務局長	こちらも4月1日よりの機構改革に伴い、担当課の記載を生
	涯学習課に改めるものです。
議長	議案第6号について、ご質問はありますか。
	(「異議なし」) では、承認といたします。
	続いて議案第7号養老町学校教育振興事業補助金交付要綱の
	一部を改正する要綱について事務局の説明を求めます。
事務局長	令和3年度から郡体育大会が廃止されることから、今までは
	補助金で支出していたものを一般会計化しました。郡体育大会
	といっても高田中・東部中で行っていました。

議長

議案第7号について、ご質問はありますか。

(「異議なし」) では、承認といたします。

続いて議案第8号について事務局の説明を求めます。令和3年度小・中学校教育指導の方針と重点について事務局より説明を求めます。

教育長

ひとりひとりが輝く教育の人権という点では変更はない。重要課題の明確化、ICTを積極的に活用した学習の充実、感染症対策に重点を置いています。5ページをご覧ください。教職員のコンプライアンス、コミュニティスクールを通して学校と地域の協働の取組みを熟議し、学校について議論ができるようにしていきたい。

たくましく未来に向かう力、学びたくなる学習環境、ICT を活用したタブレット授業を推進していきます。

10ページをご覧ください。ふるさと養老テキストを活用した学習です。テキストの見直しが追い付いていませんが、最新のデータをタブレットで検索するなど授業の工夫をしていきます。

13ページをご覧ください。校則について昨年の4時禁、今年度は制服、子ども達の発達段階を踏まえた指導を、きまりは一方的に押し付けられるものではない。主体的に学校を作っていくことを記載しています。

健康教育ではコロナを位置づけました。

議長

令和3年度の小中学校の方針と重点について、全体の大きな ところは変更していないが、細かいところを変更されています。 ご意見は。

栗田委員 教育長

キャリアパスポートとは、どういったものでしょうか。

昨年様式が示されたもので、来年は2年目になります。これは、一人一人の能力の開発、学びの積み重ね、ふりかえりの作文等を綴っています。一方、進路学習で学んだことも綴っていきます。全員が作成します。まだ始まったばかりで、これから進んでいくものです。

栗田委員

障がい児教育には、申し送りが大切。キャリア教育として子 ども達の良さを伝えていってほしい。

教育長

校則は人権教育としても取り上げられている。なぜこのきまりがあるのか子ども達と話し合うことが大切。強制的ではなく、子どもを一人の人間として見ていく。養老町は人権の町、大切にしていってほしい。

議長

他にご質問はありますか。

(「異議なし」) では、承認といたします。

続いて、議案第9号令和3年度保育園・認定こども園教育・ 保育指導の方針と重点について事務局より説明を求めます。

教育長

園では、公・私立はあるが熱心に話し合っていただいた。幼児期は終わるまでの10の姿をしっかりと育つようにしている。子ども達の夢中になって遊ぶ姿、教師の質を高める努力、今とてもいい状態にあります。園経営に倫理観を整理し、基本的な生活習慣の一本化、かなり整理をしていただいた。未満児とそれ以外の子の着眼点、これまでもすばらしい取組みをしていただいて。そういったところを大事に尊重していただいた。

障がいのある園児は課題も多い。早い段階で保護者に相談できるよう、専門家につなげることを具体化し、個別指導計画に反映させていきたい。

議案第9号についてご質問はありますか。

(「異議なし」) では、承認といたします。

続いて、議案第10号令和3年度養老町生涯学習の方針と重 点について事務局より説明を求めます。

生涯学習課長

4月1日以降の課の統合により生涯学習として統一されるため一部順序を変更しました。

文化振興の部ではコロナの文言を加え、まちづくりビジョンに変更、養老ならではの豊かな心と地域文化を育む文言を加えました。また、施策3においてコロナの記載を加え、6ではスマイルげんちゃん学習会の在り方を拡充した学習支援事業の継続、町民憲章が制定から40数年、憲章にこめられた意味を理

解していきます。

新年度に向けて国際学習会館の在り方の見直しが行われます。これに伴い、4月以降の国際学習会館の講座は中央公民館へ、今後については検討していきます。

人権教育の重点施策8を加筆、オリンピックについても文言を加えました。ドイツとの友好都市交流については、来年度も中止となります。現状ではいつ再開できるか分かりませんが、 友好関係をつなげていきたい。

卯田委員

7ページの三世代交流について、スポーツ少年団に加入している児童は全体の2割程度、少ないのでは。

生涯学習課長

子ども会だけでなく、スポーツを中心とした活動をしていけ たらという考えです。

議長

文化財保護の来年度の重点は。

生涯学習課長

千人墳については継続して整備していきます。

議長

ほかにご質問は。

(「異議なし」) では、承認といたします。

<以下非公開>

議案第11号 令和2年度準要保護児童生徒の認定について

議案第12号 令和3年度準要保護児童生徒の認定について(入

学前支給)

議案第13号 令和3年度準要保護児童生徒の継続認定につい

7

6. 各教育委員 意見交換

7. 事務局 連絡事項

8. 教育長 報告

次回の開催日時を確認し閉会 閉会 午後4時00分